平成２８年（フ）第２３号
熊本県玉名市三ツ川586番地　三ツ川団地４棟201号
破産者　村上　政博
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第１１０号
函館市富岡町３丁目２番２号　グランディール富岡Ⅲ　10号室、住民票上の住所北海道北斗市向野２丁目23番４号
破産者　阿部　良大
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第５０号
北海道旭川市神楽１条７丁目４番１号
破産者　高山　澄葉（旧姓瓜）
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５９号
北海道旭川市東光１条３丁目１番15号　東光１・３ハイツ207号
破産者　宮本　育哉
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３８号
釧路市大楽毛５丁目８番６号　メゾンモア105号
破産者　森　昌昭
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１４１号
釧路市錦町２丁目１番地アパートメントホテルみなと21―302号室、住民票上の住所釧路市宝町11番17号
破産者　阿部　貴憲
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第７号
北海道網走市大曲２丁目12番４―15号、申立時の住民票上の住所北海道網走市字大曲34番地
破産者　山口　道博
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
北海道網走市つくしケ丘６丁目11番２―２号
破産者　杉村　聡美（旧姓奥山）
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第１０５４号
横浜市栄区小山台１丁目13番４号
破産者　齋藤　明宏
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０９２号
横浜市都筑区川和台34番12号　メイプルタウン102
破産者　石川　保子
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６号
富山県黒部市生地998番地
破産者　金屋　勲
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第１３９号
金沢市松村６丁目105番地３
破産者　岸田　和剛
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４６号
静岡県伊東市宇佐美1924番地の１　内田アパートＡ―２Ｆ
破産者　福本　信一
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２４７号
静岡県伊東市宇佐美1161番地の１
破産者　福本　磨子
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４４０号
京都市西京区嵐山朝月町45番地の16、住民票上の住所京都市西京区嵐山朝月町43番地
破産者　大橋　英聰
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４４１号
京都市西京区嵐山朝月町45番地の16、住民票上の住所京都市西京区嵐山朝月町43番地
破産者　大橋　富子
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４８９号
京都市北区西賀茂今原町49番地50セジュール今原１階Ａ102号、破産手続開始決定時の住所京都市上京区猪熊通元誓願寺下る竪神明町485番地の２
破産者　白﨑　初次
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５６８号
京都市南区東九条上御霊町12番地23
破産者　塩見　徹男
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係